

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第40回）

中国における悪意訴訟の認定要件
～悪意による特許権侵害訴訟提起の4要件～桂林某生物科技公司
上訴人（一審原告）湖南某生物資源公司
被上訴人（一審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

特許権侵害行為に対し、特許権者は製造販売行為の即時差止及び損害賠償の請求を行うことができる。

本事件においては特許権者が被告に対し特許権侵害訴訟を提起すると共に、中国证券监督管理委员会に被告に対する特許権侵害訴訟提起の報告書を提出した後に、当該訴訟を取り下げた行為が、悪意訴訟に該当するか否かが争点となった。

最高人民法院は、提起された訴訟が明らかに権利の基礎あるいは事実根拠を欠く、起訴人はそれについて明らかに知っていた、他人に損害をもたらした、及び、提起された訴訟と損害結果との間に因果関係が存在する、という悪意訴訟の4要件を挙げたうえで、本訴訟はこれらの要件を満たさないとして、悪意訴訟を認定しなかった第一審判決¹を支持した²。

2. 背景

(1) 特許の内容

湖南某生物資源公司（被上訴人、一審被告）は、「工業生産に適した果汁抽出物の製造方法」と称する中国発明特許第CN104086614（614特許）を所有している。614特許は、2014年7月25日に出願され、2016年1月20日に登録された。

(2) 訴訟の経緯

2018年5月9日、桂林某生物科技公司（上訴人、一審原告）は《中国证券监督管理委员会による当社の公募増資申請受理に関するお知らせ》を公表した。

1 湖南省長沙市中級人民法院2020年12月29日判決（2020）湘01知民初37号

2 最高人民法院2023年8月10日判決（2021）最高法知民終1353号